

資料 5

気 火 第 5 2 号

平成 19 年 3 月 27 日

関 係 各 長

気 象 庁 長 官

火山噴火予知連絡会運営要綱の制定について（通達）

火山噴火予知連絡会運営要綱（昭和 49 年 6 月 20 日制定、平成 15 年 5 月 13 日最終改正）を改正のうえ下記のとおり定め、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。

記

火山噴火予知連絡会運営要綱

昭和 49 年 6 月 20 日

（改正）平成 7 年 5 月 25 日

（改正）平成 13 年 1 月 6 日

（改正）平成 13 年 3 月 30 日

（改正）平成 15 年 5 月 13 日

（改正）平成 19 年 3 月 27 日

（目的）

1. 火山噴火予知連絡会（以下「連絡会」という。）は、測地学審議会の建議（昭和 48 年 6 月 29 日）の趣旨にそい、火山噴火予知に関する関係機関の研究及び業務の相互関係を密にし、もって、火山噴火予知の推進に関する計画の円滑な実施に資することを目的とする。

（任務）

2. 連絡会の任務は、次のとおりとする。
 - （1）関係諸機関の研究及び業務に関する成果及び情報を交換し、それぞれの機関における火山噴火予知に関する研究及び技術の開発の促進を図ること。
 - （2）火山噴火に関して、当該火山の火山活動について総合判断を行い、火山情報の質の向上を図ることにより防災活動に資すること。
 - （3）火山噴火予知に関する研究及び観測の体制の整備のための施策について総合的に検討すること。

（組織）

3. 連絡会は、委員 30 人以内で構成する。
4. 特別の事項を調査検討するため、必要があるときは、連絡会に臨時委員を置くことができる。

（委員等）

5. 委員及び臨時委員は、学識経験者及び関係行政機関等の職員のうちから、気象庁長官が委嘱等を行う。

（会長等）

6. 連絡会に会長を置き、委員の互選による指名に基づいて、気象庁長官が委嘱する。
7. 会長は連絡会を主宰する。
8. 連絡会に副会長を置き、委員の中から会長の指名に基づいて、気象庁長官が委嘱する。副会長は、会長を補佐し、また、会長が不在の場合は会長を代行する。

（会議の招集）

9. 連絡会は、必要に応じ会長の要請に基づいて、気象庁長官が招集する。会長は、連絡会の調査検討に必要があるとき、臨時委員又は学識経験者等の出席を気象庁長官に求めることができる。

（幹事会）

10. 連絡会に幹事会を置く。幹事会は、連絡会の運営に関することについて検討を行う。また、緊急時には火山活動に関する総合判断を行うことができる。
11. 幹事会は、会長、副会長、及び会長が指名する委員で構成する。
12. 幹事会は、会長の要請に基づいて、気象庁長官が招集する。会長は、幹事会の検討に必要があるとき、幹事以外の連絡会委員又は臨時委員若しくは学識経験者等の出席を気象庁長官に求めることができる。

（部会）

13. 連絡会に部会を置くことができる。部会は、特定の火山又は特定な地域を対象とし、その噴火現象及び火山活動についての検討及び総合判断を行う。

14. 部会は、会長が連絡会にはかつて設置する。緊急時には、会長が幹事会にはかつて設置することができる。廃止についても同様とする。

15. 部会に部会長を置き、委員の中から会長の指名に基づいて気象庁長官が委嘱する。

(検討会)

16. 連絡会に検討会を置くことができる。検討会は火山に関する特定の課題について検討を行う。

(総合観測班)

17. 連絡会に総合観測班を置くことができる。総合観測班は、特定の火山の活動評価に関する資料を収集・解析するため、機動的な観測計画等を総合的に検討し、これを実施する。

(任期)

18. 委員の任期は、原則として2年とし、再任を妨げない。ただし、任期途中に新たに追加した委員の任期終了は、他の委員のそれに合わせるものとする。

19. 会長、副会長、及び部会長の任期は、委員としての任期終了後も後任が選ばれるまで延長する。なお、再任を妨げない。

20. 臨時委員の任期は、委員の任期に準ずるものとし、再任を妨げない。臨時委員は当該専門の事項に関する調査検討が終了したときに解嘱されるものとする。

(出席者)

21. 連絡会、幹事会、部会、検討会の会議には、気象庁長官のほか、気象庁次長、気象庁地震火山部長が出席することができる。

(報告・発表)

22. 連絡会、幹事会及び部会で行われた総合判断に関する報告・発表は、必要のつど気象庁が行う。

(庶務)

23. 連絡会の庶務は、気象庁地震火山部火山課において処理する。

(運営要綱の改正)

24. この要綱の改正にあたっては、予め連絡会にはかるものとする。

(細目事項)

25. この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、会長の同意を得て気象庁地震火山部長が定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。

気 火 第 5 3 号

平成 19 年 3 月 27 日

関 係 各 長

地 震 火 山 部 長

火山噴火予知連絡会運営細則の制定について（依命通達）

火山噴火予知連絡会運営要綱（平成 19 年 3 月 27 日気火第 52 号）第 25 項の規定に基づき、火山噴火予知連絡会運営細則（平成 6 年 10 月 31 日制定、平成 15 年 5 月 13 日最終改正）を改正のうえ下記のとおり定め、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。

記

火山噴火予知連絡会運営細則

平成 6 年 10 月 31 日

（改正）平成 15 年 5 月 13 日

（改正）平成 19 年 3 月 27 日

（通則）

1. 火山噴火予知連絡会（以下「連絡会」という。）の運営に関して必要な事項は、火山噴火予知連絡会運営要綱に定めるもののほか、この細則に定めるところによる。

（幹事会）

2. 幹事会は、会長の要請に応じ必要な助言を行う。
3. 幹事会の検討結果及び緊急時に行った総合判断の結果は、連絡会に報告する。

（部会）

4. 設置時に部会の名称及び対象とする火山や地域を定める。
5. 部会は必要に応じ部会長の要請に基づいて、気象庁地震火山部長が招集する。
6. 部会を構成する部会委員は、連絡会委員又は臨時委員若しくは学識経験者等の中から会長の指名に基づいて気象庁地震火山部長が委嘱等を行う。部会長は、部会の調査検討に必要があるとき、部会委員以外の連絡会委員又は臨時委員若しくは学識経験者等の出席を気象庁地震火山部長に求めることができる。
7. 部会委員の任期は、委員の任期に準ずるものとし、再任を妨げない。部会委員は、当該部会が廃止されたときに解嘱されるものとする。
8. 部会は、当該火山の火山活動に関する総合判断を行ったときは、その結果を連絡会に報告する。

（検討会）

9. 検討会は、会長が連絡会にはかつて設置する。廃止についても同様とする。
10. 設置時に検討会の名称及び検討課題を定める。
11. 検討会に座長を置き、連絡会委員の中から会長の指名に基づいて気象庁地震火山部長が委嘱する。
12. 検討会は、必要に応じ座長の要請に基づいて、気象庁地震火山部長が招集する。
13. 検討会を構成する検討会委員は、連絡会委員又は臨時委員若しくは学識経験者等の中から会長の指名に基づいて気象庁地震火山部長が委嘱等を行う。座長は、検討会の課題検討に必要があるとき、検討会委員以外の連絡会委員又は臨時委員若しくは学識経験者等の出席を気象庁地震火山部長に求めることができる。
14. 検討会委員の任期は、連絡会委員の任期に準ずるものとし、再任を妨げない。検討会委員は、当該特定の課題に関する検討が終了したときに解嘱されるものとする。
15. 検討会は、当該課題について検討し、その結果を連絡会に報告する。

（総合観測班）

16. 総合観測班は、会長が連絡会にはかつて設置する。緊急時には、会長が幹事会にはかつて設置することができる。廃止についても同様とする。
17. 設置時に総合観測班の名称、目的を定める。
18. 総合観測班に班長を置き、連絡会委員の中から会長の指名に基づいて気象庁地震火山部長が委嘱する。
19. 総合観測班に幹事を置き、連絡会委員又は臨時委員若しくは学識経験者等の中から会長の指名に基づいて気象庁地震火山部長が委嘱等を行う。

20. 観測計画等の総合的な検討を行うため、必要に応じ班長の要請に基づいて、気象庁地震火山部長が班長及び総合観測班幹事を招集する。班長は、同幹事以外の連絡会委員又は臨時委員若しくは学識経験者等の出席を気象庁地震火山部長に求めることができる。
21. 総合観測班への参加は、班長の承認を必要とし、事務局への登録制によるものとする。
22. 総合観測班は、当該観測計画等を作成したときは、その結果を連絡会に報告する。
23. 気象庁は、総合観測班から提出された観測計画案をもとに、関係機関と実施にあたっての調整を行う。
(作業部会)
24. 連絡会、部会、検討会にそれぞれ作業部会を置くことができる。作業部会は、連絡会、部会、検討会の審議に資するため詳細な調査を行う。
25. 作業部会は、会長が連絡会、部会長が部会、座長が検討会にそれぞれはかつて設置する。廃止についても同様とする。
26. 作業部会に主査を置く。主査は当該作業部会が属する連絡会又は部会若しくは検討会における連絡会委員の中から会長が指名する。
27. 作業部会は、必要に応じ主査の要請に基づいて、気象庁地震火山部長が招集する。
28. 作業部会の構成員は、連絡会では委員又は臨時委員、部会では部会委員、検討会では検討会委員の中から、それぞれ会長が指名する。主査は、作業部会の調査に必要があるとき、学識経験者等の参加を気象庁地震火山部長に求めることができる。
29. 作業部会は、当該事項について調査し、その結果を所属する連絡会又は部会若しくは検討会に報告する。
(オブザーバー出席)
30. 連絡会又は幹事会、部会、検討会、作業部会、総合観測班の会合へのオブザーバーとしての出席については、事前にそれぞれ会長、部会長、座長、主査、班長の承認を得ることとする。

附 則

この細則は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。